

○沖縄県建設工事請負契約約款における契約の保証に関する取扱いについて（通知）

〔平成9年3月31日土総第2771号
沖縄県土木建築部長通知〕

最終改正 令和6年3月28日 土技第1652号

沖縄県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）の改正については、平成9年3月31日付け土総第2747号で通知したところですが、約款第4条の契約の保証の取扱いについて、下記のとおり定めたので適切に運用されるよう通知します。

記

1 建設工事請負契約における契約の保証

- (1) 工事請負契約における契約の保証については、約款第4条に規定する金銭的保証を原則とし、沖縄県財務規則（以下「規則」という。）第2条第1項第7号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証の一を求め、工事請負契約書（案）の提出とともに同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の右欄に掲げるものを提出させるものとする。

契約保証金の納付	歳入歳出外現金受領書の写し
契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供	有価証券保管証の写し
銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る保証書
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

なお、約款第4条(A)第1項第2号の「契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等」については、規則第102条に規定する有価証券等とし、規則第103条に規定する担保の価値に留意すること。

また、約款第4条(A)第1項第3号の「銀行、発注者が确实と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とする。ただし、金融機関によっては、当該保証を取り扱わない場合もあるので留意すること。

(注) 第3条に規定する金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）である。

- (2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当者等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当初契約金額が500万円未満の工事については、沖縄県財務規則第101条第2項第14号により契約の保証を免除することができるものとする。

2 指名通知時及び入札・契約時の取扱い

- (1) 契約の保証を要する工事については、現場説明時又は指名通知時に、別添1の履行保証説明書を交付するものとする。
また、設計図書等を閲覧に供する場合は、設計図書にも別添1の履行保証説明書を添付しておくものとする。
- (2) 契約担当者は、入札終了後直ちに落札した受注者に対して、工事請負契約書（案）と入札執行結果表（契約保証用）（別記様式1）を交付する。
- (3) 契約締結の期限は、落札決定の日から起算して7日以内である。（規則第132条）
なお、やむを得ない理由があるときは、同条ただし書の規定が適用できることに留意すること。

3 請負契約締結時における取扱い

- (1) 契約保証金についての取扱い
 - ア 落札者から契約保証金（現金）を納付したい旨の申し出があったときは、当該金額を調定のうへ歳入歳出外現金払込書（規則様式第57号）を落札者に交付し、指定金融機関等で契約保証金を納付させる。
 - イ 契約担当者は、落札者から、工事請負契約書（案）の提出とともに、歳入歳出外現金受領書の写しの提出を受けたときは、歳入歳出外現金受領書の写しに記載された金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないか確認の上、工事請負契約を締結するものとする。なお、歳入歳出外現金受領書の写しについては、原本との照合を行うものとする。
 - ウ 提出された歳入歳出外現金受領書の写しは、契約締結後に工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。
- (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い
 - ア 落札者から、有価証券の提出を受けたときは、有価証券の担保の価値金額（規則第103条）が契約保証金の金額と同一以上であることを確認の上、規則第143条の手

続きを行い、出納機関は有価証券保管証（規則第 59 号様式）を交付する。

イ 契約担当者は、落札者から、工事請負契約書（案）の提出とともに、有価証券保管証の写しの提出を受けたときは、有価証券保管証の写しの金額が契約保証金と同一以上であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

ウ 提出された有価証券保管証の写しは、契約締結後に工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取り扱い

ア 契約担当者は、落札者から、工事請負契約書（案）の提出とともに、工事請負契約についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

(ア) 名宛人が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人が金融機関等で等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(キ) 保証金額が請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

(ク) 保証期間が契約締結日及び工期を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。

イ 保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当者は、落札者から、工事請負契約書（案）の提出とともに工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。

(ア) 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が落札者であること。

(エ) 公共工事履行保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあっては、保険契約を締結した旨）の記載があること。

(オ) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあっては、契約の内容）としての工事名が、

工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(カ) 保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が請負代金額の10分の1以上であること。

(キ) 保証期間（履行保証保険の場合にあっては、保険期間）が契約締結日及び工期を含むものであること。

イ 提出された公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、契約締結後に工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

4 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当者は、約款第47条各号、第48条各号又は第48条の2各号の一に該当するときは、すみやかに工事請負契約を解除するものとし、その場合の取扱いは次に掲げるとおりとする。

なお、工事請負契約を解除するときは、受注者に工事請負契約解除通知書（別記様式2）、金融機関等及び保険会社に工事請負契約の解除通知（別記様式3）を送付する。

ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、約款第54条第1項第1号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、納付された契約保証金を県に帰属させる手続きをとるものとする。

イ 約款第54条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 契約担当者は、提供された有価証券を県に帰属させる手続きをとるものとする。

イ 約款第54条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式4）及び解除通知書の写しを金融機関等に提出し、保証金の請求を行うものとする。

イ 約款第54条第2項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当者は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額））を記載した保証金請求書（別記様式4）（履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書（別記様式4））、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、保証金（履行保証保険の場合にあっては、保険金）の請求を行うものとする。

イ 約款第54条第2項に規定する違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するも

のとする。

5 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金還付請求書（別記様式5）の提出を求めるものとする。

イ 受注者から、契約保証金還付請求書の提出を受けたときは、契約保証金還付請求書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、契約保証金の還付手続きをとるものとする。

ウ 提出された契約保証金還付請求書の写しを工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 契約担当者は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管有価証券還付請求書（別記様式5）の提出を求めるものとする。

イ 受注者から、保管有価証券還付請求書の提出を受けたときは、保管有価証券還付請求書に記載の有価証券の総額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券の還付手続きをとるものとする。

ウ 有価証券を還付する際には、有価証券保管証（規則第59号様式。受領印を押印したもの。）を返還させるものとし、提出された有価証券還付請求書及び有価証券保管証は、工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

契約担当者は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けたときは、銀行等が保証した場合にあっては、保証書（変更保証書がある場合は、変更保証書を含む。）を受注者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、保証書をそのまま工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式6）を提出させ、受領書及び保証書の写しを工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。ただし、電磁的方法による提出の場合は、この限りでない。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

契約担当者は、受注者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録。異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、そのまま工事請負契約書等に綴り、又は保管しておくものとする。

6 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が、変更後の請負代金額の15分の1以下になるときは、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するも

のとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに契約保証金の金額の増額分に相当する金額に係る歳入歳出外現金受領書の写しを提出することを求めるものとする。

イ 受注者から歳入歳出外現金受領書の写しの提出を受けたときは、歳入歳出外現金受領書の写しに記載の金額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。なお、歳入歳出外現金受領書の写しについては、原本との照合を行うものとする。

ウ 提出された歳入歳出外現金受領書の写しは、工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、契約保証金の増額後の金額と同一以上の有価証券の提出を求める。

イ 受注者から、有価証券の提出を受けたときは、有価証券の担保の価値金額（規則第 103 条）が契約保証金の増額後の金額と同一以上であることを確認の上、規則第 143 条の手続きを行い、出納機関は有価証券保管証（規則第 59 号様式）を交付する。

ウ 受注者から、工事請負変更契約書（案）と有価証券保管証の写しの提出を受けたときは、有価証券保管証の写しの金額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同一以上であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

エ 提出された有価証券保管証の写しは、工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに保証金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 受注者から、変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

(ア) 名宛人が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

ウ 提出された変更保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当者は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）の増額変更

を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあっては、(ア)から(カ)、履行保証保険の場合にあっては、(イ)から(キ))等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。

(ア) 債権者が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が、変更後の負代金額の10分の1以上であること。

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

ウ 提出された異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

7 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で、工期末に行われるものは除く。）で、受注者から契約保証金の金額（履行保証証券の場合にあっては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲内で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券の場合にあっては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲内で受注者の欲する金額まで減額変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに契約保証金の減額分につき還付を求める旨の契約保証金還付請求書（別記様式5）の提出を求めるものとする。

イ 受注者から、契約保証金還付請求書の提出を受けたときは、契約保証金還付請求書に記載の金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結し、契約保証金の減額分に相当する契約保証金を還付する手続きをとるものとする。

ウ 提出された契約保証金還付請求書の写しを工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

- ア 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、有価証券の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに契約保証金の減額分につき有価証券の還付を求める旨の保管有価証券還付請求書（別紙様式5）の提出を求めるものとする。
- イ 保管有価証券還付請求書の提出を受けたときは、保管有価証券還付請求書に記載の有価証券の金額（ただし、規則第103条に規定する担保の価値金額）が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結し、契約保証金の減額分に相当する有価証券を還付する手続きをとるものとする。
- ウ 有価証券を還付する際には、還付する有価証券領収書を提出させるものとし、提出された有価証券受領書及び保管有価証券還付請求書は、工事請負契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別記様式6）を交付し、すみやかに保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。
- イ 受注者から、変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、変更保証書を受理するものとする。
 - (ア) 名宛人が沖縄県知事であること。
 - (イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - (エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
- ウ 提出された変更保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別紙様式6）を交付し、すみやかに保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- イ 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。
 - (ア) 債権者が沖縄県知事であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。
 - (ウ) 債務者が受注者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。

- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 減額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
- ウ 提出された異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

8 工期延長時の取扱い

契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間が変更後の工期を含むように延長変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくても差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。
- イ 変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事変更契約を締結するものとする。
 - (ア) 名宛人が沖縄県知事であること。
 - (イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があり、保証期間が変更後の保証期間を含むものであること。
 - (エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
 - (カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

ウ 提出された変更保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

エ 西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあっては、工期延長に伴い保証期間が自動的に延長されることとなっているので、アからウまで掲げる変更手続きを要しない。ただし、当該工事の工期延長があることを受注者から保証会社へ連絡するよう指示するものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約書（案）の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- イ 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負変更契約を締結するものとする。
 - (ア) 債権者が沖縄県知事であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。

- (ウ) 債務者が受注者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 異動後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。
- ウ 提出された異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

9 工期短縮時の取扱い

契約担当者は、工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保証期間の短縮は行われないうこととなつて いるので、保証期間の短縮は行わないものとする。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別記様式7）を交付し、すみやかに保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更保証書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

ウ 提出された変更保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

エ 西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあっては、工期短縮に伴い保証期間が自動的に変更されることとなっているので、アからウまでに掲げる変更手続きを要しない。ただし、当該工事の工期短縮があることを受注者から保証会社へ連絡するよう指示するものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、工事請負変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（別紙様式7）を交付しすみやかに保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤り

がないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。

ウ 提出された異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

10 履行遅滞時の取扱い

契約担当者は、履行遅滞が生じた場合において、約款第 54 条第 1 項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとし、その場合の取扱いは次のとおりとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、変更保証書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みものを含む。）があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が、工事請負契約書記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間内に、工事が完成する見込み期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。

ウ 提出された変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

エ 西日本建設業保証株式会社の保証の場合にあっては、工事が完成する見込み期日を西日本建設業保証株式会社に通知するものとし、当該通知により保証期間が工事が完成する見込み期日まで延長されるので、アからウまでに掲げる変更手続きを要しない。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証

期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が沖縄県知事であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間内に、工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 提出された異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

11 役務的保証の取扱いについて

原則として、約款第4条（B）に規定する役務的保証（付保割合の高い公共工事履行保証証券による保証）は求めないこととする。ただし、公共施設の供用開始時期の関係等から通常の再発注手続きをとることが不相当と考えられる場合等役務的保証を求める必要があるときは、主管課及び土木総務課と協議すること。

12 その他

建設工事請負契約書における「契約保証金」の欄の表示は次のとおりとする。

保証の種類	表示
契約保証金	納付する保証金の金額を記入する
契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供	有価証券等の担保の価値金額を記入する
金融機関等の保証	保証書に記載された保証金額を記入する
公共工事履行保証証券による保証	免除（公共工事履行保証証券）
履行保証保険契約の締結	免除（履行保証保険契約）
無保証（契約金額500万円未満の工事）	免除（沖縄県財務規則第101条第2項第14号）

附 則（令和6年3月28日土技第1652号）

1 この通知は、令和6年4月1日以降に工事請負契約を締結するものから適用する。